

## 松下幸之助記念財団 研究助成

## 研究報告

【氏名】 桐生 裕子

【所属】(助成決定時) 東京大学大学院総合文化研究科 学術研究員

## 【研究題目】

19 世紀末から 20 世紀初頭にかけてのハプスブルク帝国における統治機構の近代化と民族運動の展開

## 【研究の目的】

本研究の目的は、19 世紀末から 20 世紀初頭にかけてのハプスブルク帝国を対象として、帝国の統治機構の近代化と民族運動の展開とのかかわりを考察することにある。

近代ハプスブルク帝国においては、ナショナリズムや民族問題が重要な社会的・政治的テーマとなった。

従来の研究において、これらの問題は主に帝国の多言語性・多文化性に由来すると考えられてきた。しかし、ナショナリズムや民族問題が近代に顕著な現象であることを考えるならば、これらの問題は、単に帝国の多言語性・多文化性に還元されるべきではなく、近代における帝国の政治的・社会的・経済的変容という歴史的文脈においてその展開と原因とが考察されるべきであろう。

近代における諸変化のなかでも民族運動の展開に大きな影響を与えたと考えられるのが、ハプスブルク帝国の近代的統治機構としての機能の強化である。従来の研究においては、諸民族間の対抗関係に関心が向けられてきたために、帝国の諸制度の近代化と民族運動の展開の関係についてはほとんど考察が行われてこなかった。しかし、諸民族運動の活動が活発になる 1880 年代以降の時代は、社会政策の導入に代表されるように帝国が資源の再分配機構としての機能を強め、近代国家としての性格を強化した時代であった。そして、その過程で、民族運動が大衆の動員をはかりつつ、政治的影響力の拡大を目指して活動を活発化させ、民族運動間の対立が先鋭化したことを考慮するならば、ハプスブルク帝国の近代国家としての性格の強化と、民族運動とのかかわりが明らかにされる必要があると考えられるのである。

本研究は、以上のような問題意識に基づき、ハプスブルク帝国が近代国家としての性格を特に強化してゆくと思われる 19 世紀末から 20 世紀初頭の時代を対象として、帝国の統治機構の近代化の試みと、諸民族運動とのかかわりを考察することを目的とするものである。

## 【研究の内容・方法】

本研究では、19 世紀末から 20 世紀初頭にかけてのハプスブルク帝国の統治機構の近代化の試みと、諸民族運動の展開とのかかわりを考察するにあたり、具体的な事例として、強制加入義務のある農業組合の設立をめぐる議論を取り上げることにした。

ハプスブルク帝国は 19 世紀末においても、住民の半数以上が農業に従事する農業国家であった。帝国の農業が 1880 年頃から厳しい不況に見舞われ、農村がその影響に苦しむなかで、農業団体をはじめ各方面から、帝国によ

る積極的な農業支援、農業利益の代表方法の改善を求める声が高まった。帝国権力もまた、この時代においても農業を国家財政の重要な基盤ととらえており、農村住民の統合にも大きな関心を寄せていた。このような状況を背景として、農業振興・農村住民の統合・農業利益の適切な代表を主な目的とする、強制加入義務のある農業組合の設立にかんする法案が、帝国政府によって帝国議会に提出されたのである。農業および農村を対象とする統治機構の近代化を図るこの法案については、農業組合の機能や権限だけではなく、その設立にあたって地域を単位にするのか、民族を単位するのか、といった論点も提起され、法案は議会の内外で活発な議論を引き起こしたといわれる。

本研究では、農業組合の設立をめぐる帝国議会、領邦議会での議論を主に考察する。考察にあたっては、議論の参加者たちが、①当該期の国家の機能をどのように考え、住民がどのように/どの程度国家の政策に関与すべきととらえていたのか、②従来身分や地域を単位に運営されてきた帝国において、近代的統治制度を導入するにあたって、民族という新たな社会的カテゴリーがどのように位置づけられるべきと考えられていたのか、といった点に注目してゆく。

## 【結論・考察】

これまでの作業を通じて、現在までに以下の点が明らかとなった。

①強制加入義務のある農業組合の導入において、直接のイニシアチヴをとったのは帝国政府であったが、この動きは帝国政府によって一方的に推し進められたわけではなかった。1880年頃から農業が厳しい不況に見舞われ、農村がその影響に苦しむなかで、農業団体をはじめ各方面からも、国家による農業支援、国家の政策的介入を求める声が高まっていた。つまり強制加入義務のある農業組合の導入は、住民の要求に応えるものであった。帝国議会の審議においては、中央集権主義者と連邦主義者の間で、領邦と帝国のどちらが農業組合を管轄するかについて激しい議論が展開された。しかし、農業従事者を統合する公的組織を法によって導入し、加入義務を課す必要性自体については、広くコンセンサスが存在していたことが見て取れる。従ってこの時代には、帝国の諸政治主体の相互交渉のなかで、帝国の統治機能の強化が進展しつつあったといえることができる。

②1893年に政府によって提出された農業組合の設立にかんする法案は、農業組合の組織単位として地域を想定していた。これに対し、帝国議会では、「ナショナルリティー(Nationalitäten)」を単位として農業組合を組織するよう求める声が上がった。特に「ナショナルリティー」別の組織編成を求める声が頻繁に聞かれたのが、チェコ民族運動とドイツ民族運動が競合していたボヘミアであった。こうした民族運動側の要求は、社会政策を利用して、「ナショナルリティー」という新たな社会の編制原理を帝国の統治機構に組み入れ、「ナショナルリティー」の制度化をはかるとともに、未だに民族運動に参加していない広範な住民を自民族に統合しようとする意図に基づくものであったと考えることができる。そして、こうした要求を受けて再提出された政府法案は、「ナショナルリティー」別の農業組織の設立を可能とするものであった。この農業組織の設立をめぐる議論からも、帝国の統治機構の近代化と民族運動の展開が密接に関連していたことが見て取れるのである。

以上が、現在までの研究成果である。これまでは、農業組合の設立法案をめぐる帝国議会および領邦議会の審議を中心に検討してきたが、帝国の統治機構の近代化と民族運動の展開という視点から当該テーマについての考察をさらに進めるためには、①農業組合法案をめぐる議論を、帝国の社会政策全般の発展に位置づける作業、②議論参加者の国家構想、社会秩序構想全体を明らかにし、さらにそのなかに彼らの民族構想を位置づける作業、が今後必要であると考えている。